

令和 7 年

市議会 9 月定例会議案

知立市

令和 7 年市議会 9 月定例会議案

所 管	番 号	案 件
総務等	報告第 1 0 号	令和 6 年度知立市一般会計継続費精算報告書について
財 務	報告第 1 1 号	令和 6 年度健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率について
経 済	報告第 1 2 号	令和 6 年度知立まちづくり株式会社決算について
総 務	議案第 4 9 号	知立市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び知立市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例
子ども	議案第 5 0 号	知立市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例
子ども	議案第 5 1 号	知立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例
水 道	議案第 5 2 号	知立市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
水 道	議案第 5 3 号	令和 6 年度知立市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
	議案第 5 4 号	令和 7 年度知立市一般会計補正予算（第 2 号）
国 保	議案第 5 5 号	令和 7 年度知立市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
長 寿	議案第 5 6 号	令和 7 年度知立市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
国 保	議案第 5 7 号	令和 7 年度知立市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
	認定第 1 号	令和 6 年度知立市一般会計歳入歳出決算認定について
国 保	認定第 2 号	令和 6 年度知立市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
財 務	認定第 3 号	令和 6 年度知立市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

所 管	番 号	案 件
長 寿	認定第 4 号	令和 6 年度知立市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
国 保	認定第 5 号	令和 6 年度知立市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
水 道	認定第 6 号	令和 6 年度知立市水道事業会計決算認定について
下 水	認定第 7 号	令和 6 年度知立市下水道事業会計決算認定について

報告第 10 号

令和 6 年度知立市一般会計継続費精算報告書について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 212 条第 1 項の規定に基づき定めた継続費の金額を、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 145 条第 2 項の規定により別紙のとおり報告する。

令和 7 年 9 月 8 日提出

知立市長 石 川 智 子

令和 6 年度 知立市一般会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全体計画				実 績					比 較					
				年割額	左の財源内訳			支出済額	左の財源内訳				年割額と支出済額の差	左の財源内訳				
					特定財源				特定財源			一般財源		特定財源			一般財源	
					国県支出金	地方債	その他		国県支出金	地方債	その他			国県支出金	地方債	その他		
2 総務費	1 総務管理費	契約検査管理事務事業(保育園改修工事監督支援業務)	令和5年度	3,868,000				3,868,000					3,868,000					3,868,000
			令和6年度	5,801,000				5,801,000	9,405,000				9,405,000	△ 3,604,000				△ 3,604,000
			計	9,669,000				9,669,000	9,405,000				9,405,000	264,000				264,000
3 民生費	2 児童福祉費	保育園保全事業	令和5年度	101,306,000		50,600,000		50,706,000					101,306,000		50,600,000		50,706,000	
			令和6年度	151,959,000		75,900,000		76,059,000	248,118,541		120,400,000		127,718,541	△ 96,159,541		△ 44,500,000		△ 51,659,541
			計	253,265,000		126,500,000		126,765,000	248,118,541		120,400,000		127,718,541	5,146,459		6,100,000		△ 953,541

報告第 1 1 号

令和 6 年度健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 3 条第 1 項に規定する健全化判断比率及び同法第 2 2 条第 1 項に規定する公営企業の資金不足比率を次のとおり報告する。

令和 7 年 9 月 8 日提出

知立市長 石 川 智 子

1 健全化判断比率

（単位：％）

比率名	健全化判断比率	早期健全化基準
実質赤字比率	－	1 2 . 7 7
連結実質赤字比率	－	1 7 . 7 7
実質公債費比率	1 . 9	2 5 . 0
将来負担比率	－	3 5 0 . 0

備考 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「－」を記載する。

2 公営企業の資金不足比率

（単位：％）

会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	－	2 0 . 0
下水道事業会計	－	2 0 . 0

備考 資金不足比率が算定されない場合は、「－」を記載する。

報告第 1 2 号

令和 6 年度知立まちづくり株式会社決算について

知立まちづくり株式会社の経営状況を説明する書類を、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定に準じ、別紙のとおり報告する。

令和 7 年 9 月 8 日提出

知立市長 石 川 智 子

議案第 49 号

知立市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び知立市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 8 日提出

知立市長 石 川 智 子

知立市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び知立市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

(知立市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正)

第 1 条 知立市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例（平成 6 年知立市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「541 円 31 銭」を「586 円 88 銭」に改める。

(知立市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部改正)

第 2 条 知立市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例（平成 20 年知立市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条及び第 5 条中「7 円 73 銭」を「8 円 38 銭」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の知立市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び知立市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その

期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

提案理由

この案を提出するのは、公職選挙法施行令の一部改正に伴い必要があるからである。

議案第 5 0 号

知立市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 8 日 提出

知立市長 石 川 智 子

知立市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等
の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「第 3 3 条の 1 0 各号」を「第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号」に改める。

- (1) 知立市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年知立市条例第 2 8 号）第 1 3 条
- (2) 知立市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年知立市条例第 2 9 号）第 1 2 条
- (3) 知立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年知立市条例第 3 0 号）第 2 5 条

附 則

この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

提案理由

この案を提出するのは、児童福祉法の一部改正に伴い必要があるからである。

議案第 5 1 号

知立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 8 日 提出

知立市長 石 川 智 子

知立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例

知立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例（平成 27 年知立市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 備考中第 9 項を第 10 項とし、第 8 項を第 9 項とし、第 7 項を第 8 項とし、同備考第 6 項中「第 8 項」を「第 9 項」に改め、同項を同備考第 7 項とし、同備考第 5 項を同備考第 6 項とし、同備考第 4 項中「（18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者をいう。）」を削り、同項を同備考第 5 項とし、同備考第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 保護者が児童（18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者をいう。次項において同じ。）を 2 人以上養育し、かつ、これらの児童と生計を同じくする世帯であつて、C～D 14 階層に該当するものである場合における当該世帯の児童のうち、その出生の最も早いものから順次に数えて第 2 番目の児童に係る徴収基準月額、この表の規定にかかわらず、次の各号に掲げる世帯の階層の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) C～D 7 階層（D 7 階層にあつては、所得割の額が 97,000 円未満の世帯に限る。） 0 円
- (2) D 7～D 14 階層（D 7 階層にあつては所得割の額が 97,000 円以上の世帯に、D 14 階層にあつては所得割の額が 301,000 円未満の世帯に限る。） この表に定める額に 2 分の 1 を乗じて得た額（その額に 100

円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

附 則

この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

提案理由

この案を提出するのは、愛知県の保育料助成制度の見直しに伴い必要があるからである。

議案第 5 2 号

知立市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 8 日提出

知立市長 石 川 智 子

知立市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

知立市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 4 5 年知立市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 7 条第 2 項中「一部（2 時間を超えない範囲内の時間に限る。）を」を「全部又は一部（2 時間を超えない範囲内又は 1 年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内の時間に限る。）を」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

提案理由

この案を提出するのは、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い必要があるからである。

議案第 53 号

令和 6 年度知立市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 6 年度知立市水道事業会計未処分利益剰余金 1, 007, 196, 047 円のうち、98, 661, 000 円を減債積立金に、287, 902, 000 円を建設改良積立金に積み立て、残余を翌年度に繰り越すため、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 8 日提出

知立市長 石 川 智 子

提案理由

この案を提出するのは、令和 6 年度未処分利益剰余金の一部を処分し、減債積立金及び建設改良積立金に積み立てるため必要があるからである。